

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-264526

(P2008-264526A)

(43) 公開日 平成20年11月6日(2008.11.6)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 6 3 B 53/00 (2006.01)	A 6 3 B 53/00	E
A 6 3 B 53/14 (2006.01)	A 6 3 B 53/00	H
	A 6 3 B 53/14	C
		2 C 0 0 2

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2008-82563 (P2008-82563)
 (22) 出願日 平成20年3月27日 (2008. 3. 27)
 (31) 優先権主張番号 特願2007-83202 (P2007-83202)
 (32) 優先日 平成19年3月28日 (2007. 3. 28)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(71) 出願人 306010646
 川田 奎也
 神奈川県横浜市港北区樽町 3-2-21-
 B 6 0 2
 (72) 発明者 川田 奎也
 神奈川県横浜市港北区樽町 3-2-21-
 B 6 0 2
 Fターム(参考) 2C002 AA06 GG06 LL04 ZZ01

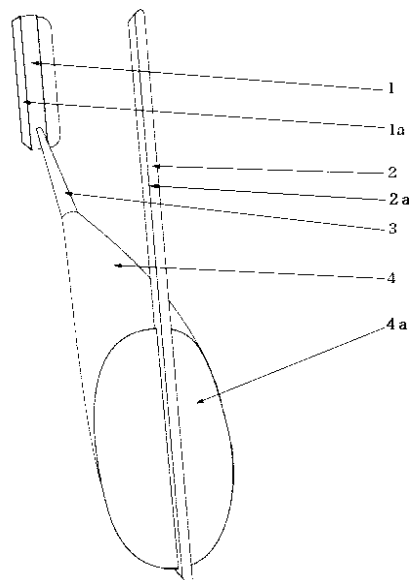
(54) 【発明の名称】 パッティング習得用具

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】正しいパッティング技術を学習できる習得用具を提供する。

【解決手段】パターのシャフト3からグリップ4間の所定の位置に取り付ける取付け部と、この取付け部に保持されていてパターのヘッド1側へ伸びてパタースイングの打つ方向を定める方向舵であるパッティングガイド2からなるパター標準具であって、前記取付け部は前記パターの所定の位置に固定あるいは着脱可能に固定されるものであり、前記方向舵であるパッティングガイドは基線を有する棒状体であり、前記取付け部が前記パターの所定の位置に固定された時に、そのパッティングガイドの基線がパターのライ角と同角度で且つパターフェースを上下に二分する水平線と平行に位置する事を特徴とするゴルフパター標準具の構成要件とでパッティング習得用具を構成している。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

パターのシャフトからグリップ間の所定の位置に取り付ける取付け部と、この取付け部に保持されていてパターのヘッド側へ伸びてパター swings の打つ方向を定める方向舵であるパッティングガイドからなるパター標準具であって、前記取付け部は前記パターの所定の位置に固定あるいは着脱可能に固定されるものであり、前記方向舵であるパッティングガイドは基線を有する棒状体であり、前記取付け部が前記パターの所定の位置に固定された時に、そのパッティングガイドの基線がパターのライ角と同角度で且つパターフェースを上下に二分する水平線と平行に位置する事を特徴とするゴルフパター標準具。

【請求項 2】

前記パター標準具を備えたパター。

【請求項 3】

前記パター標準具を取り付け可能としたパターグリップ

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明はパッティング習得用具に関する。

【背景技術】

【0002】

ゴルフという競技はフェアウエーやグリーンに向かって身体全体を躍動的に使用して距離のあるショットを打つスポーツとしてのゴルフとグリーン上もしくはグリーン周辺での身体を静かな状態で使用するゲーム要素のきわめて強い、パッティング主体のゴルフという性格のまったく異なった二つの要素から成り立っている。これをゴルフのスイング面から分析すると、距離のコントロールを基本的にクラブの番手ごとの持つロフト角で行い、ボールを3次元の空中(遠く)に打ち出す、リスト(手首)コック、アンコックを使用するウッドクラブやアイアニックラブのスイングと、主としてグリーン上で方向と距離をスイングの大きさや強さによってコントロールしてボールを転がすためのクラブであるパター使用時に見られる(近い距離のランニングアプローチ等も含む)リストをコックしないでボールを2次元の芝生の上に転がすためのスイングとに分けられる。

【0003】

リストコックを伴うショット用(ウッドクラブやアイアニックラブ用)の練習器具に関してはグリップ部分に取り付け可能にする工夫を凝らしたものを特許文献1、特許文献2、特許文献3など、いくつか見る事が出来る。しかしゴルフパターのグリップ及びシャフトを利用したゴルフパッティング練習器具に関しては、パターヘッドを目標に合わせやすくする、特許文献4、特許文献5、特許文献6、あるいはゴルフパターのグリップを太くし、両手のひらを正対させてグリップできるようにして手の緩みを防止する特許文献7などいくつか見られるだけである。

【特許文献1】特開2006-255304号公報

【特許文献2】実開平6-57374号公報

【特許文献3】公開平7-194754号公報

【特許文献4】実開平7-410号公報

【特許文献5】実開昭61-8073号公報

【特許文献6】実登3063764号公報

【特許文献7】公開2005-246022号公報

【0004】

そこで本発明は従来におけるパター練習具の欠点を解消するためにバットスイング独自の理論に基づき、取り外し可能である事を特徴とする取付け部及び方向舵であるパッティングガイドをセットして使用するパッティング習得用具を提供することを課題としている。

【発明の開示】

10

20

30

40

50

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献1、特許文献2、等の考案物はウッドクラブやアイアンクラブのスイングに於いてリストが手のひら側や手の甲側に誤ってコックされるのを強制的に防止する、または間違った方向にコックされる事をプレーヤーに気付かせるためのセンサーとしての考案物で有り、かなりの重量をグリップ周辺に付け加えるためゴルフクラブの調整された微妙なバランスを大幅に狂わしてしまうと思われる。

また特許文献3においてはアームをクラブシャフトの上下に2ヶ所設けているがフルショットをした時のスピードに耐えられる考案物をクラブバランスを取りながらスイング可能な重量で設置する事は無理と思われる。

またパター用の考案物である特許文献4、特許文献5、特許文献6での考案物は目標への照準と言う事にその目的を狙い定めたものであるが、これらの方法ではゴルフ規則違反となり、練習を重ねても実際のラウンドではその方法の使用が規則違反となってしまうため練習する意味を見出せないクラブであるという欠点がある。

本発明は以上のような従来からの欠点に鑑み正しいパッティングを理解して学ぶために取付け部及び方向舵であるパッティングガイドを利用したパッティング習得用具を提供する事を目的としている。

【0006】

本発明の前記ならびにそのほかの目的と新規な特徴は次の説明を添付図面と照らし合わせて読む事により完全に明らかになるであろう。ただし、以下の解説図面はもっぱら本発明の具体例であって、本発明の特許請求の範囲の記載内容を限定するものではない。

【0007】

ゴルフというスポーツを詳細に点検すると、基本的にはグリーンにて使用されるクラブであるパターはフルショットで使われることの多いウッドクラブやアイアンクラブとは別の異なった規則で規定されていることが解る。

- (1) パターのシャフトやネックは、クラブヘッドのどの部分に取り付けてもよい。
- (2) パターにはグリップを離して2個装着する事ができる。
- (3) パターに限り、打面を2面持つことができる。
- (4) パターのグリップ横断面は円形でなくてもよい。
- (5) パターには長さの制限がない。(最短の長さには規定がある)

上記がウッドクラブやアイアンクラブでは禁止されているがパターに限って許されているパター独自の主な規則である。

【0008】

一般的な認識ではスポーツでのリストコックというのは手の平から手の甲方向へのリストコックと(それを開放する運動の)手の甲から手のひら方向へのアンコックである。それとは別に、ゴルフやフィッシング等で使われる位相が90度異なった親指方向へのリストコックとアンコックとがある。親指方向へのリストコックとアンコックがゴルフで使用される正しいリストコックであるといわれている。しかしパタースイング(パッティング)においては親指方向へのリストコックは無い。何故ならパッティングにおいて親指方向へのリストコックではボールをこする打ち方となりボールは決してホール方向には転がって行かない。(但し一般的にパッティングでは、手の平から手の甲方向へのコック、アンコックをほんの僅かだが見ることができる。)前記のこれらウッドクラブやアイアンクラブ用の練習器具の使用では正しいパットスイングを理解し学ぶ事が不可能な事は明白である。本発明は親指方向へのリストコックをしないパッティング専用の練習器具であり、クラブフェース1aの直線イメージL1と脊椎上部から頸骨にかけての直線イメージL3をより強く認識、結合させるためにグリップエンド4aに前述2つの直線イメージと同じ方向を指し示す直線イメージL2として存在する。本発明は親指方向へのリストコック、アンコックを使用するショット用練習用具ではない、パッティングのためのスイング理論に基づいた練習用具である。

【0009】

ゴルファーはパターフェースをボールに正しく（直角に）戻そうと意識してパットスイングを行う時にパターのシャフト後方延長上の所定の1点をグリップエンドが指し続けるようにスイングしてヘッドがぶれないようにコントロールしようとする。その好例として長尺パター使用のプロゴルファーに見られるグリップエンドを胸に押し付け固定した地点をスイングの中心点とするパッティングフォームがある。パットのスイング中にグリップエンド位置が前後左右にずれたり、ぶれたりしなければヘッドをアドレスの位置（インパクト）に正しく導くことができることを上級者ほど経験から良く知っている。通常の長さのパターを使用する場合、グリップエンド位置は低く更にグリップエンドは丸くそして小さい。パッティング中にボールに神経を集中した状態でゴルフプレーヤーはパターのグリップエンドがシャフト後方延長上の所定の1点を指し続けているかどうかを確認する事は難しい。

【課題を解決するための手段】

【0010】

上記目的を達成するため本発明は、パターのシャフトからグリップ間の所定の位置に取り付ける取付け部と、この取付け部に保持されていてパターのヘッド側へ伸びてパタースイングの打つ方向を定める方向舵であるパッティングガイドからなるパター標準具であって、前記取付け部は前記パターの所定の位置に固定あるいは着脱可能に固定されるものであり、前記方向舵であるパッティングガイドは基線を有する棒状体であり、前記取付け部が前記パターの所定の位置に固定された時に、そのパッティングガイドの基線がパターのライ角と同角度で且つパターフェースを上下に二分する水平線と平行に位置する事を特徴とするゴルフパター標準具とでパッティング習得用具を構成している。

【発明の効果】

【0011】

以上の説明から明らかなように本発明によれば次の効果が期待出来る。

(1) 本発明によれば、パターフェース1aの直線（あるいは直線イメージL1）、方向舵であるパッティングガイド2の基線（あるいは直線イメージL2）、脊椎上部から頸骨へ至る直線（あるいは直線イメージL3）の3本の直線（あるいは直線イメージ）で作られる一枚の板状の面をパットスイング中に崩さず保つことを意識することにより現在主流となっているショルダー（肩）パッティングの正しいスイング軌道を学ぶことができる。

(2) 本発明によれば、指や手、腕等の神経を張りつめた状況下で影響を受けやすい繊細な筋肉群を使用するのではなく頸骨下部から脊椎上部にかけての大きな筋肉群を使用するため、プレッシャーに左右されにくいパッティングを身につける事が出来る。

以上の課題を解決するために、本発明は、パターのシャフトからグリップ間の所定の位置に取り付ける取付け部と、この取付け部に保持されていてパターのヘッド側へ伸びてパタースイングの打つ方向を定める方向舵であるパッティングガイドからなるパター標準具を利用したゴルフパッティング習得用具である。

【0012】

請求項2, 請求項3も前記(1)、(2)と同様な効果が得られる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

以下、図面に示す発明を実施するための最良の形態により、本発明を詳細に説明する。

【実施例1】

【0014】

図1ないし図6に本発明を実施するための最良の第一の形態において、1はパターヘッドで1aはこのパターヘッドのフェース面である。3はパターシャフトでその先端にパターヘッド1が設けられていて、他端にはグリップ4が設けられている。このグリップ4の反シャフト側端部であるグリップエンド4aには溝8が設けられていて、この溝8にはパッティングガイド2が嵌着される構造となっている。パッティングガイド2はプラス

チックの成型品でありその形状は角柱状のもので上部から見てその基線となる稜線 2 a が直線となっている。この直線である基線はパターヘッド 1 と同一ライ角度（約 70 度）を有するとともに、このパターヘッド 1 の水平線と平行に設定されているものであり、長さは約 12 インチ（30 cm）のものである。グリップエンドの溝 8 は、ここにパッティングガイド 2 をセットしたときに上記の条件即ち基線がパターヘッド 1 と同一ライ角度にしてパターヘッド 1 の水平線と平行であるに適合するようにパッティングガイド 2 を嵌着固定できるように設定されている。

【0015】

上記構成のパッティング習得用具を図 2、図 3 を参照しながらその使い方を説明すると、図 2 はパットライン前方向から見たアドレス状態のプレーヤー側面図であり、図 3 では位相を 90 度変えた正面図となる。図 2 ではパターフェース 1 a（あるいは直線イメージ L 1）から方向舵であるパッティングガイド 2 の基線（あるいは直線イメージ L 2）を通り脊椎上部から頸骨へ至る直線（あるいは直線イメージ L 3）までの同一ライ角度でかつパターフェース直線と平行にセットされた 3 本の線で作られる 1 枚の板状の平面を意識させることによりパタースイング軌道をスイングの中心軸である脊椎上部を包含した軸イメージとして捕らえることが可能となり、また図 3 ではパターフェースイメージ直線 L 1、パッティングガイドイメージ直線 L 2、脊椎上部から頸骨へ至る直線イメージ L 3 をまっすぐな直線で結ぶアドレスを学ぶことから 3 本の線で作る面を保つことを意識することにより正しいスイング軌道を学ぶことができる。また実際のコースでのラウンドでの使用にあたってはパッティングガイド固定用溝 8 に専用の栓 9 を差し込んでパッティングガイド固定用溝 8 の窪み自体を無くし同時にその栓 9 がパターフェース 1 a の向きを示す線となる。

10

20

【実施例 2】

【0016】

すでにパターに装着されている従来技術グリップのグリップエンドに方向舵であるパッティングガイド 2 を装着する方法である実施例 2 を示す。ここでは対象となるグリップを一般的に使用されているグリップであるゴルフプライド社のツアープロ・パターグリップとしている。図 7 は従来技術グリップ 1 1 使用でのグリップ部分のセッティングを示す斜視図である。本発明を実施するための第 2 の形態において、第 1 の形態と異なる点は取付け部であるグリップ用ガイドアダプター 10 を利用した点で、前記本発明を実施するための最良の第 1 の形態と同様な効果が得られる。図 8 はアダプター 10 およびパッティングガイド 2 を外した状態の俯瞰図である。

30

【実施例 3】

【0017】

図 10 はパターシャフト 3 に取付け部 14 をセットした斜視図であり、図 11 は取付け部の詳細図である。シャフトの所定の位置に装着する取付け部はシャフトに固定する内側部分をシャフトに合わせてテーパ仕上げされた固定棒 14 a とその棒からパターフェースを上下に二分する水平線に平行に延びる固定パッティングガイド 14 b を一体成型した物である。固定棒 14 a はシャフト 3 の持つ先細りのシャフト形状に合わせたテーパ形状を持つのでシャフト 3 先端の細い部分に差し込んだ後上部の固定可能な太さ位置まで引き上げ固定して使用する。この実施例においても実施例 1、実施例 2 と同様な効果が期待できる。

40

【実施例 4】

【0018】

この実施例 4 のピンチ形状の取付け部を図 12 側面図に示す。シャフトに取付けるこの取付け部はパッティングガイドと一体となって構成されており、ピンチ 15 a をつまんでつめを開いてシャフト 3 に装着する。シャフト 3 に対しては伸縮自在のパッティングガイド 15 b が角度調節用ネジにより自由な角度にセット可能な構造になっている。またこのピンチ 15 a の大きさを変えることによりグリップ部分に直接セット可能な取付け部となる。この実施例においても実施例 1、実施例 2、実施例 3 と同様な効果が期待できる。

50

【実施例 5】

【0019】

実施例 5 ではパターのグリップに取付け部を装着し取付け部と接続する棒状体の後端部に接続具を持つパッティングガイド 2 b を使用する。この実施例 5 を図 1 3 斜視図に示す、図 1 4 は取付け部の詳細図である。グリップ上側が平らな面にデザインされているパター用グリップの所定の位置に装着するこの取付け部はグリップ下側部分を押さえるための内側を安定用ウレタンフォーム加工された U 字型部分 1 6 a とグリップ長軸に対し上側の平面部分を押さえて U 字型部分を閉じて固定する蓋である 1 6 b、固定用蓋 1 6 b に有ってパッティングガイド 2 を取り付けるマウント基部 1 6 c から成りマウント基部 1 6 c 中央にはネジを切る、あるいは矩形の溝を持つ等のその溝に合わせたマウント 1 6 d を持つパッティングガイド 2 b を指定の向きにロックする機構を有す、あるいはパッティングガイド 2 b を指定の向きに装着する事ができる。この実施例においても実施例 1、実施例 2、実施例 3、実施例 4、実施例 5 と同様な効果が期待できる。

10

【実施例 6】

【0020】

実施例 6 においては図 1 5 斜視図に示すパターグリップ上面の平らな部分に合わせた平坦な面を持った部分と頂点部分で開放されている馬蹄形の部分をボルトを締め付けることによりグリップに固定する取付け部とパッティングガイドが一体型の物でありパッティングガイド角度は自在に変えられる。この実施例においても実施例 1、実施例 2、実施例 3、実施例 4、実施例 5 と同様な効果が期待できる。

20

【0021】

取付け部に接続される棒状体であるパッティングガイド 2、パッティングガイド 2 b は長さとしては基本長として 1 2 インチ (約 3 0 c m) であるが利用者の好み等で任意の長さでの使用ができるものとし、その形状としては、角柱状、板形状、棒形状あるいは丸棒形状、パイプ形状、T 字形状、H 字形状、伸縮ポール形状、折りたたみ形状等がありまたその材質に関しては透明、不透明の亚克力やプラスチック等の樹脂材、グラスウール、ゴム系素材、炭素繊維系成型材、木質系材、不織繊維成型材、チタンやアルミ等金属材料などが有りいずれもその稜線がプレーヤーから明瞭に確認できる基線となる直線部を持ち、それぞれがその接続部分に取付け部と意図された面が確実にパターフェース直線と平行に且つパターフェースを上下に二分する水平線とシャフトが作るライ角度 (約 7 0 度) と同角度に接続できるような凹型、楔形、あるいは凸型などの溝や突起状の構造物等、または直方体状の複数の溝あるいは突起状物を持ちそれらを使用して方向舵であるパッティングガイド 2、パッティングガイド 2 b を意図した方向、角度に取付け可能としている。また取付け部は 7 0 度のパターライ角度にあわせた基本仕様と 6 7 度のフラット仕様、7 3 度のアップライト仕様の 3 タイプを用意するものとする。

30

【産業上の利用可能性】

【0022】

本発明は取付け部及び方向舵であるパッティングガイドを利用したパッティング習得用具を製造する産業で利用される。

40

【図面の簡単な説明】

【0023】

【図 1】本発明を実施するための最良の形態の斜視図である。

【図 2】目標線から見たプレーヤーの側面図である。

【図 3】プレーヤーの正面図である。

【図 4】本発明を実施するための最良の形態の俯瞰図である。

【図 5】本発明を実施するための最良の形態のグリップ部分の斜視図である。

【図 6】該発明のグリップ 4 にパッティングガイド 2 をセットした側面図である。

【図 7】本発明を実施するための第 2 の形態の斜視図である。

【図 8】本発明を実施するための第 2 の形態の俯瞰図である。

【図 9】パターフェース部分詳細図である。

50

【図 1 0】本発明を実施するための第 3 の形態の斜視図である。

【図 1 1】第 3 の形態の詳細図である。

【図 1 2】本発明を実施するための第 4 の形態の斜視図である。

【図 1 3】本発明を実施するための第 5 の形態の斜視図である。

【図 1 4】第 5 の形態の詳細図である。

【図 1 5】第 6 の形態の詳細図である。

【図 1 6】最良の形態のグリップとパッティングガイド取付け例を示す構造図である。

【図 1 7】最良の形態のグリップ構造を示す断面図である。

【図 1 8】他の装着例のグリップ構造を示す断面図である。

【図 1 9】第 2 の形態の取付け例を示す図である。

10

【符号の説明】

【 0 0 2 4 】

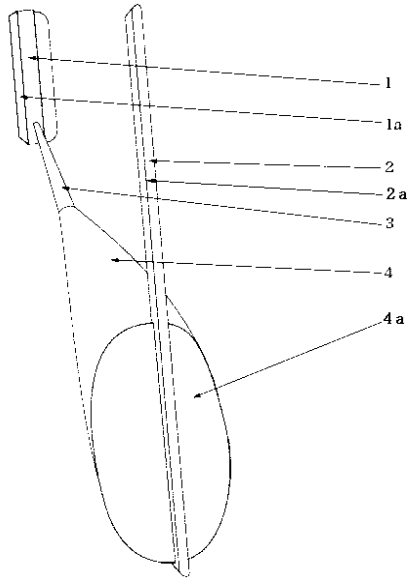
- 1 パターヘッド
- 1 a パターフェース
- 1 c パターソール
- 2 (棒状体下部に接続部を持つ)パッティングガイド
- 2 a (基線となる)パッティングガイド稜線
- 2 b (棒状体後端部に接続部を持つ)パッティングガイド
- 3 パターシャフト
- 4 グリップ
- 4 a グリップエンド
- 6 センターマーク
- 7 エア抜き穴
- 8 (パッティングガイド固定用)溝
- 9 (パッティングガイド溝用)栓
- 1 0 (従来技術グリップ用)ガイドアダプター
- 1 1 従来技術グリップ
- 1 2 スイートスポット
- 1 3 ネック
- 1 4 シャフト用取付け部
- 1 4 a 固定枠
- 1 4 b 固定パッティングガイド
- 1 5 a ピンチ取付け部
- 1 5 b 伸縮式パッティングガイド
- 1 6 a U字型取付け部 A
- 1 6 b 固定用蓋
- 1 6 c マウント基部
- 1 6 d マウント
- 1 6 e 固定用ロック
- 1 6 f 蝶番
- 1 7 a U字型取付け部 B
- 1 7 b グリップ固定用ボルト
- 1 7 c 調節用空間基部
- 1 7 d パッティングガイド角度調整用ボルト
- 1 7 e 角度調整基部
- L 1 パターフェース直線イメージ
- L 2 グリップガイド直線イメージ
- L 3 脊椎上部から頸骨への直線イメージ

20

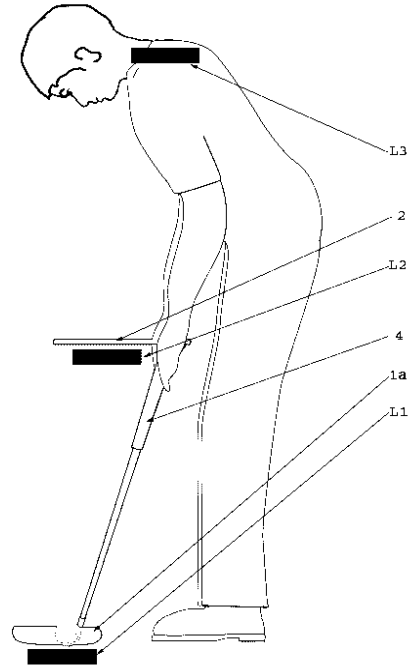
30

40

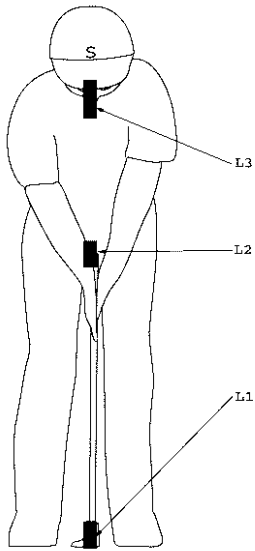
【 図 1 】



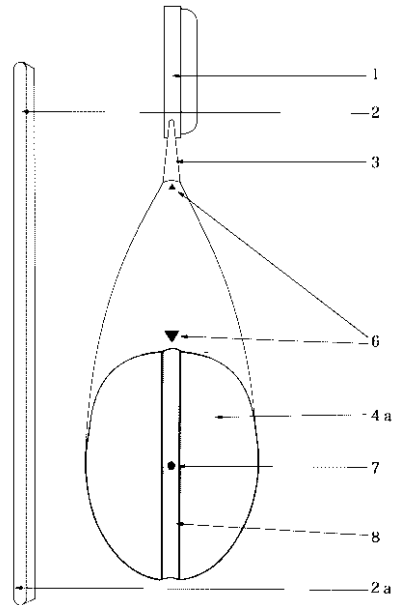
【 図 2 】



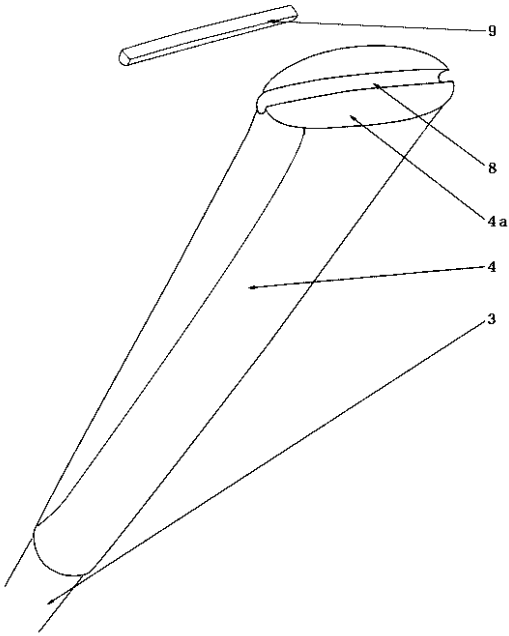
【 図 3 】



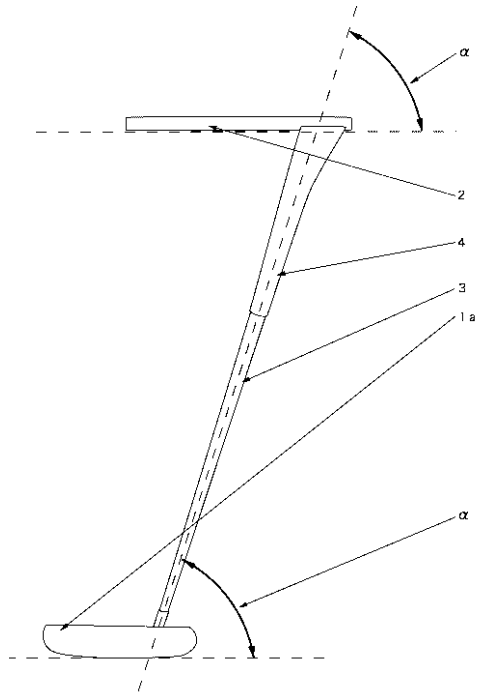
【 図 4 】



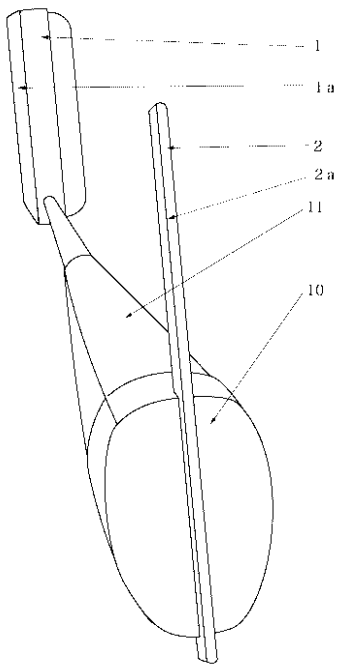
【 図 5 】



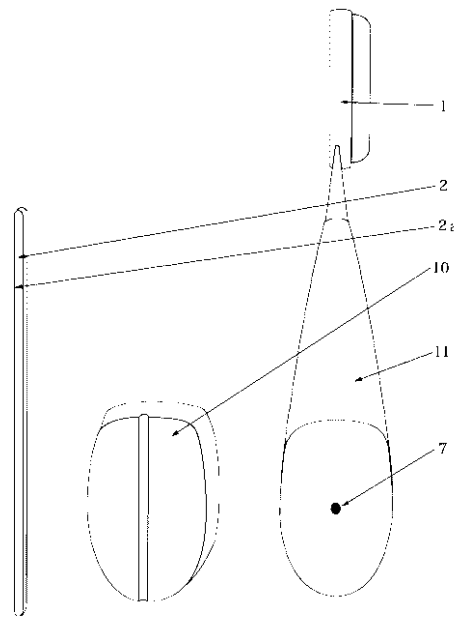
【 図 6 】



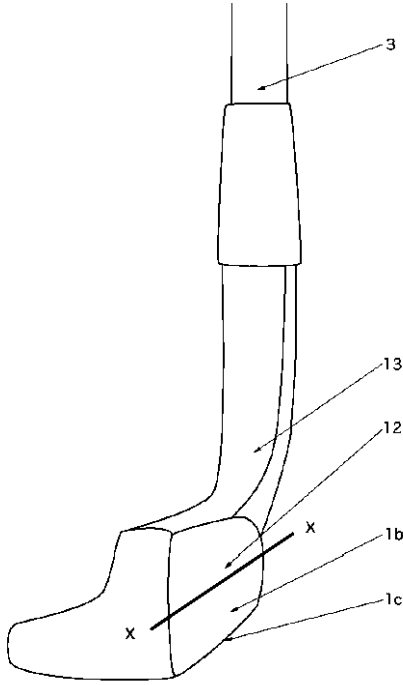
【 図 7 】



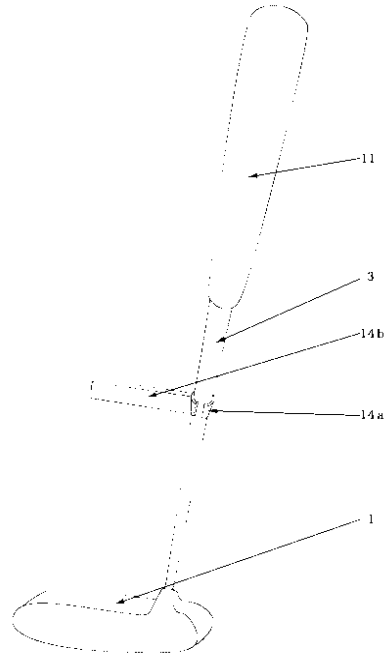
【 図 8 】



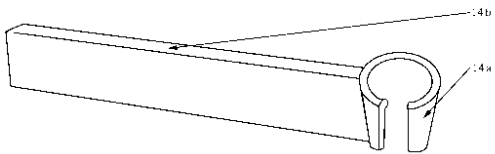
【 図 9 】



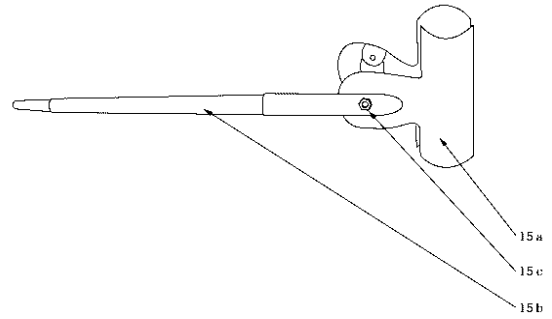
【 図 10 】



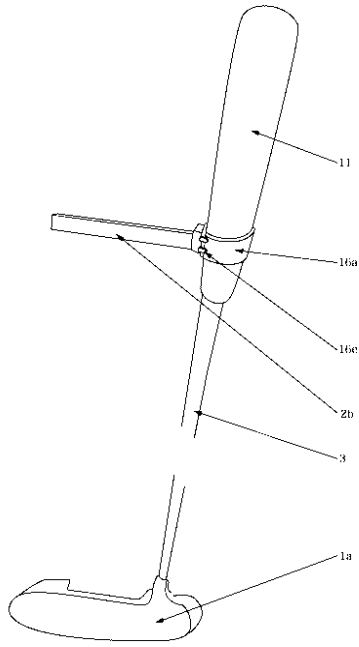
【 図 11 】



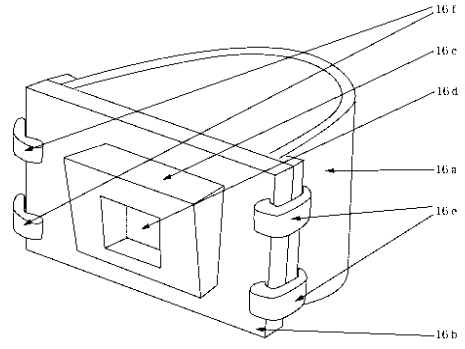
【 図 12 】



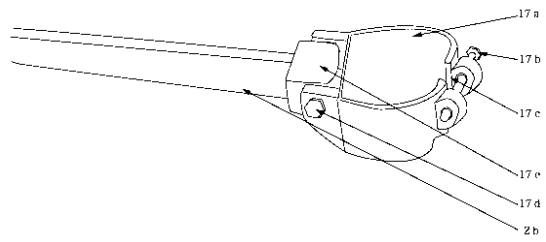
【 図 1 3 】



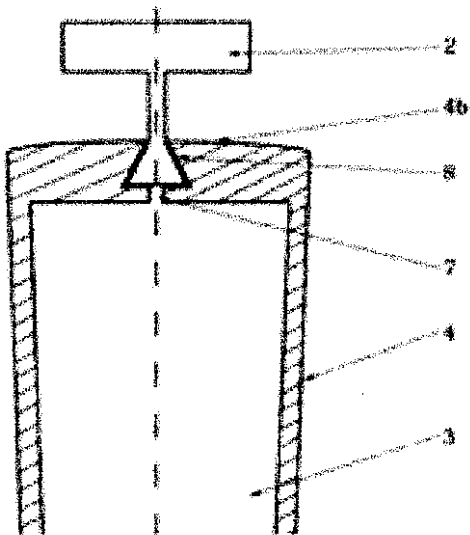
【 図 1 4 】



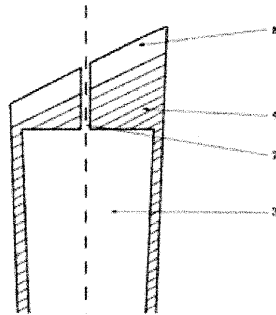
【 図 1 5 】



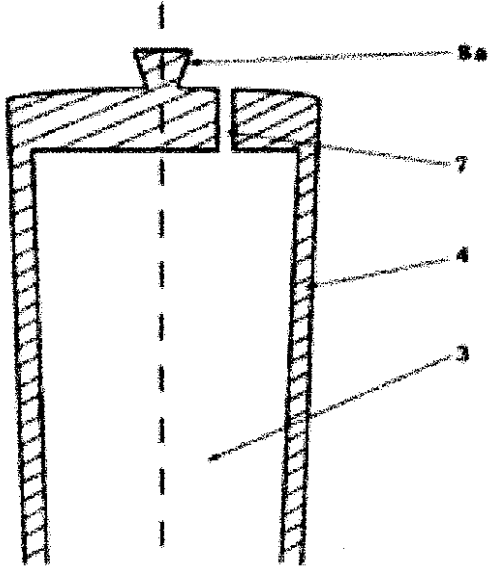
【 図 1 6 】



【 図 1 7 】



【図 18】



【図 19】

